

報告第5号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月2日提出

豊川市長 山 脇 実

## (福祉部関係)

1	専決年月日	平成29年5月16日
	相手方	豊川市在住の30代男性
	損害賠償の額	27,000円
	概要	平成29年2月13日午後3時35分頃、豊川市平尾町中貝津45番の駐車場において、指定管理者の職員の運転する自動車相手方の所有するコンクリート柱に接触し、当該コンクリート柱が破損した。